

9. 投資主名簿に関する事務の委託の取止め

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場REITの発行者等は、上場REITの発行者である投資法人が、「投資主名簿に関する事務を東証の承認する機関に委託しないこと」についての決定をした場合は、直ちにその内容を開示することが義務づけられています。

【上場規程第1213条第2項第1号a(i)】

※ 投資主名簿に関する事務の委託の取止めには、適時開示上の軽微基準は設けられていません。

〔開示に関する注意事項〕

- ① 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。
- ② 「東証の承認する機関」は、施行規則第1206条第6項において定めており（施行規則第212条第8項各号参照）、現在は、信託銀行、東京証券代行(株)、日本証券代行(株)及び(株)アイ・アール・ジャパンを承認しています。
- ③ 「東証の承認する機関」から他の「東証の承認する機関」に委託先を変更することを決定した場合（新しい委託先が決定している場合に限る。）には、本項目には該当しません。この場合、開示とは別に東証まで所定の書類を提出することが義務づけられています。詳細は「第3編 東証への提出書類」を参照してください。

〔その他の注意事項〕

- 上場REITの発行者である投資法人が投資主名簿に関する事務を東証の承認する機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合には、上場廃止となります。

【上場規程第1218条第2項第14号】

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項（太字）を掲記し、開示・記載上の注意（細字）を参照のうえ、投資者が当該情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が当該情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

- a. 委託を行わないこととした理由
- b. 投資主名簿等管理人の名称
- c. 日程
- d. 今後の見通し
 - ・ 今後の方針等がある場合は、その内容を記載する。
- e. その他投資者が当該情報を適切に理解・判断するために必要な事項